

山口県報

平成27年
4月21日
(火曜日)

目次

○告示
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室)……………一
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)……………一

○公告
平成二十七年年度危険物取扱者保安講習の実施(消防保安課)……………一
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………三
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課)……………三
大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課)……………五
大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………五
公共測量の実施の終了(監理課)……………五

○労委公告
山口県労働委員会のおっせん員候補者……………五

山口県告示第百五十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十七年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政



山口県告示第百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十七年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十七年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
水谷 芳昭 下松市旗岡五丁目六番二七号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払

(二二七) 平成二十七年年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、平成二十七年年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成二十七年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 受講対象者
消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者



安下庄区域	区	域	区	分
主として船びき網又はかごを使用して営む漁業				

日	時	場	所
平成二七、七、一〇	午後一時から 午後四時まで	光地区消防組合消防本部	
〃 〃 一四	〃	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター	
〃 〃 二九	〃	下関市生涯学習プラザ	
〃 〃 三〇	〃	防府市八王子二丁目八番九号 公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター	
〃 〃 三一	午前九時から 正午まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	
〃 〃 八、四	〃	光市大字光井四七二〇 武田薬品工業株式会社光工場	
〃 〃 二二	〃	山口市大手町二番一八号 山口県教育会館	
〃 〃 九、二	〃	光地区消防組合消防本部	
〃 〃 八	〃	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合	
〃 〃 九	午後一時から 午後四時まで	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所	
〃 〃 一〇	〃	防府市八王子二丁目八番九号 公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター	
〃 〃 一一	〃	山口県民文化ホールいわくに	
〃 〃 一五	〃	美祢市大嶺町東分四一八の八 美祢勤労者総合福祉センター	
〃 〃 一〇、一五	〃	下関市生涯学習プラザ	
〃 〃 一六	午前九時から 正午まで	柳井市柳井一五七八の八 中国電力株式会社柳井発電所	
〃 〃 二二	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	
〃 〃 二七	午後一時から 午後四時まで	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター	
〃 〃 一一、一六	午前九時から 正午まで	萩市消防本部	
〃 〃 二五	午後一時から 午後四時まで	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター	

三 受講申請書の提出期限及び提出先
各講習実施日の四週間前までに、最寄りの消防本部又は山口市葵二丁目五番六九号

(郵便番号七五三〇八二二) 一般社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出すること。

四 提出書類
受講申請書

五 受講手数料
四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 その他
受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三二二三九)又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三一九三三二七七九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年五月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。
平成二十七年四月二十一日
山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日
平成二十七年三月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人きょう・生
代 表 者 の 氏 名 野村 和志
主たる事務所の所在地 宇部市中央町三丁目二番七号

(二二九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日までの間、山口県商工
 労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月二十一日

山口県知事 村岡 副 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 所 代表者の氏名 平野 能章

株式会社
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変更前 岩本 隆雄	変更後 加栗 章男
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	マックスバリュ西日本株式 会社	〃	〃

四 届出年月日

平成二十七年四月二日

五 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 所 代表者の氏名 平野 能章

株式会社
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変更前 河戸憲 郎	変更後 富永 幸朗
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社岩崎宏健堂	〃	〃

四 届出年月日

平成二十七年四月二日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 所 代表者の氏名 平野 能章

株式会社
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社雑貨屋ブルドッグ	変更前 〃	変更後 〃
--	--------------	----------	----------

四 届出年月日

平成二十七年四月二日

五 変更年月日

平成二十七年四月三日

(一三〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハイパーモールドメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章

株式会社 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	一、一五二台	五四九台

四 届出年月日

平成二十七年四月二日

五 変更年月日

平成二十七年十二月三日

(二三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十二月五日山口県公告(三九六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年四月二十一日から同年五月二十一日までの間、山口県商工

労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス防府桑山店

所在地 防府市桑山二丁目五一五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二三三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ更新)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十七年二月四日から平成二十七年三月三十日まで



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十七年四月九日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十七年四月二十一日

山口県労働委員会会長 山 元 浩

氏名	略	歴
山元 浩	山口県労働委員会公益委員 弁護士	
有田 謙司	山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授	
近本佐知子	山口県労働委員会公益委員 弁護士	
中村友次郎	山口県労働委員会公益委員 弁護士	
平中 貫一	山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授	
網戸 茂	山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合副執行委員長	
岡本 博之	山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長	
鶴岡 純枝	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会常任執行委員	
中繁 尊範	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長	
山近 和浩	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長	
田中 一郎	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事	
羽嶋 等	山口県労働委員会使用者委員 防府鉄工業協同組合理事長	
藤岡 啓介	山口県労働委員会使用者委員 宇部興産株式会社顧問	
松浦 秀子	山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長	
安本 公二	山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問	
大田 明登	前山口県労働委員会公益委員	
北本 時枝	前山口県労働委員会公益委員	
杉本 郁夫	前山口県労働委員会労働者委員	
正木 宏明	前山口県労働委員会使用者委員	
藤井 勝	山口県労働委員会事務局長	
佐藤 和代	山口県労働委員会事務局次長	

平成二十七年四月二十一日印刷
平成二十七年四月二十一日発行

発行人

山口県知事